

第21回国土交通省独立行政法人評価委員会 住宅金融支援機構分科会

(千葉民間事業支援調整室長) それでは定刻となりましたので、ただ今から、第21回独立行政法人評価委員会、住宅金融支援機構分科会を開会いたします。本日は委員の皆様方には、御多用の中、また足元の悪い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、5月1日付けで国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長を拝命いたしました千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は分科会委員8名のうち6名の御出席を賜っておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。浅見委員、深田委員は、御都合により本日は御欠席でございます。

次に、本日の議事のうち、議事の(4)につきましては、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件でございますので、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則及び国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づき非公開とさせていただきます。傍聴の皆様方には、議事(4)に入る前に御退席いただくこととなりますので、あらかじめ御了承願います。なお、取材のカメラ撮りにつきましては議事の開始前までとさせていただきます。

開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の配布資料一覧でございますように、本体資料につきましては資料1-1から資料4-6まで。参考資料につきましては参考資料1-1から参考資料4までの資料をお配りしております。なお、本体資料4-1から4-6まで、及び参考資料3につきましては、非公開の議事に係る資料でございますので委員限りとさせていただきます。資料に欠落等ございましたら事務局までお申し出ください。

国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者は、お手元の出席者一覧のとおりでございます。人事異動がございましたので、新たに着任された方々につきまして御紹介申し上げます。

住宅金融支援機構の山品監事でございます。

(山品監事) 山品でございます。よろしくお願いいたします。

(千葉民間事業支援調整室長) 続きまして、住宅金融支援機構の城野住宅審査室長でございます。

(城野住宅審査室長) 城野でございます。よろしくお願いいたします。

(千葉民間事業支援調整室長) それでは、取材のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

本日の議事は議事次第のとおりでございます。議事録につきましては、委員の皆様は御

確認いただきました上で、議事要旨とともに公表させていただきます。それではここからは村本委員に分科会長として議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

(村本分科会長) はい。それでは早速、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。最初は、議事の(1)平成25事業年度財務諸表についてということでございますが、機構から御説明をお願いしたいと思います。

(藤本財務企画部長) はい。住宅金融支援機構の藤本でございます。私より、議事(1)の平成25事業年度財務諸表について御説明させていただきたいと思います。

お手元に資料ございます、資料1-2と右上のほうに記載をさせていただいております、横紙で御説明を差し上げたいと思います。

おめくりいただきまして2ページ目でございます。平成25年度決算の概要ということで、ポイントを記載させていただいております。法人全体として2,459億円の当期総利益を計上し、25年度末をもって繰越欠損金を解消しているということと、中期計画におきます収支改善項目に関しまして、既往債権管理勘定以外の勘定においては、昨年度に引き続き繰越欠損金を解消しているということと、既往債権管理勘定においては、中期計画どおり繰越欠損金を着実に削減していますということでございます。詳しくは次ページ以降で御説明申し上げます。

まず、3ページでございます。法人全体としての繰越欠損金について、25年度末をもって解消しているということでございますけれども、図で示させていただいております。右側の25年度でございますけれども、当期利益2,459億円を計上いたしました結果、1,576億円の利益剰余金を計上したということでございますけれども、この3ページの下のところの※印に書いてございます。平成25年度の利益剰余金には、証券化支援勘定における将来の信用リスク等の発現に備える予定の利益剰余金670億円及び団体信用生命保険事業における積立金3,127億円を含んでいるということで、1,576億円の中には、この2つ合計いたしまして3,700億円余の金額が含まれているということに注意書きでさせていただいております。

4ページでございます。法人全体で2,459億円の当期総利益でございますけれども、これは昨年度に引き続きまして3期連続の黒字ということで、それを記載させていただいております。

おめくりいただきまして5ページでございます。収支改善項目の内容でございますけれども、まず既往債権管理勘定以外の勘定でございます。これは昨年度に引き続きまして繰越欠損金を解消しているということで、24年度、丸印をしておりますけれども、260億円の利益剰余金を計上いたしまして、今年度、25年度でございますけれども、761億円の当期利益金を計上いたしました結果、1,022億円の利益剰余金を計上したということでございます。

6ページでございます。既往債権管理勘定において、中期計画どおり繰越欠損金を着実

に削減しているということもございますけれども、もともと既往債権管理勘定については、19年4月1日に独法移行したわけでございますが、その時点で、それまで特殊法人等会計基準に則って貸倒引当金を計上しておりましたけれども、独立行政法人会計基準に従いまして貸倒引当金を計上したということで、その結果、繰越欠損金を計上したということもございます。その後、景気の状態の悪化等ございまして、貸倒引当金を繰り入れてきたわけもございますけれども、ここにあります図のとおり、平成22年度で6,994億円の繰越欠損金を計上してきたわけでございます。その後、財政融資資金への補償金の免除によります債務償還の効果等がございまして、損益構造が順ざや構造になったということもあり、また、まさに延滞率の減少等ということで、着実にこの繰越欠損金を削減してきたということもございますけれども、まだ、25年度末でいきますと2,844億円の繰越欠損金を計上しているという状況でございます。

次、7ページ目でございます。25年度決算の総括表でございます。先ほどから説明申し上げました法人全体の2,459億円の利益、当期の利益金というのは③番でございまして、その主な要因というのが、証券化勘定におけます①番、572億円と、既往債権管理勘定の②番の1,655億円、これが大きな要因でございます。機構の場合は、法律上、業務ごとに勘定を区分するというので、ここにあります証券化、住宅融資保険、財形、住宅資金貸付等勘定、既往債権管理の5勘定で区分をいたしております。この利益及び損失の処理につきましても、この勘定ごとに行うということになってございまして、①番にございます証券化でございますけれども、これも先ほど御説明申し上げましたとおり、25年度末で670億円の利益剰余金を計上しているということもございますけれども、この7ページの下のところ記載をさせていただいております※印でございます。平成25年度末における証券化支援勘定の利益剰余金については、住宅ローンにおける信用リスクの期間構造等の特性を踏まえ、将来のリスクに備えるため、独立行政法人通則法第44条第1項積立金とする予定であるというふうに記載をさせていただいております。この内容につきまして、次のページ、8ページに簡単に御説明をさせていただきます。

8ページに証券化支援勘定買取セグの損益状況を図で表させていただいておりますけれども、この左下に、「証券化支援事業の損益構造・利益処分について」というふうに記載をさせていただいております。証券化支援事業、買取型は、収益の発現に対して費用の発現が遅れる傾向があるため、融資期間前半の利益で後半の損失を賄う損益構造となっており、このため、利益の処分にあたっては、当年度末の買取債権残高から発生する当年度以降の全残存期間におけるリスクに備えるための必要額を算出し、当該必要額が当年度末の利益剰余金よりも大きくなる場合、当年度の利益の全額を一般積立金として整理する必要があるということで、積立必要額として算出しております。金額といたしましては、約1,200億円程度を算出しております。今般、利益剰余金として、積立金として認められる条件を予定しているわけもございますけれども、まだ積立必要額が生じているという状況でございます。

買取セグの損益状況でございますけれども、25年度、上の図を御覧いただきますと、買取債権残高が10兆9,818億円ということで、前年度に対しまして約1割ほど増加をいたしております。その結果、粗利益と書いてございます833億円というのは、前年度に比しまして100億円ちょっと増加をいたしております。それと貸倒引当金の繰入額、右側から3段目でございますけれども、これについても延滞率の減少等ございまして、73億円ということで減少いたしまして、結果594億円の当期総利益を計上したという内容でございます。

おめくりいただきまして9ページ目が、既往債権管理勘定の損益状況の御説明でございます。先ほども若干御説明申し上げましたけれども、財政融資資金への補償金免除の繰上償還効果によりまして順ぎや構造になっているということでございます。25年度の欄を御覧いただきますと、粗利益で1,339億円ということで、ここで利益が計上されてございます。ただ、この利益につきましても、前年度、1,467億円の粗利益でございますので、貸付金残高は右上の方に書いてございますとおり2兆5,000億円ほど減少いたしております。この貸付金残高の減少によりまして粗利益自体も減少しているという内容でございます。

それと貸倒引当金の戻入額につきましては、これは前年度に対しまして100億円ほど増加をいたしております。これは延滞率の減少等がございまして増加しているということで、結果、当期総利益1,655億円を計上したということでございます。

10ページ目でございます。法人全体の資産の状況でございます。買取債権残高は、先ほども御説明申し上げましたとおり、前年度から増加したということで、約11兆円ということで全体の41.6パーセント。既往債権管理勘定につきましては、回収で2兆5,000億円ほど減少いたしておりますけれども、結果、貸付金残高としては13兆9,000億円ということで全体の52.8パーセントという内容でございます。

おめくりいただきまして11ページに、法人全体の負債の状況を記載させていただいております。負債の規模としては2兆1,848億円減少しておるとということで、これは財政融資資金からの借入金の償還で減少したということでございます。

12ページの法人全体の損益の状況でございます。これは先ほど御説明申し上げましたとおり既往債権管理勘定において収支差が改善したことと証券化勘定の利益がここに反映されているということでございます。

おめくりいただきまして13ページ。証券化支援勘定の損益の状況を記載させていただいておりますけれども、その下の14ページに、買取セグと保証セグ2つに分けた損益の状況の御説明をさせていただいております。買取セグにつきましては先ほど御説明したとおりでございますので、省略をさせていただきまして、保証セグでございます。14ページの上のほうの保証セグのところに記載をさせていただいておりますとおり、22億円当期総損失の発生となり、昨年度に比べ35億円の減益ということになりました。責任準備金の算定方法の見直しということによって責任準備金が増加したということによって、減益と

なっているという内容でございます。

おめくりいただきまして15ページでございます。住宅融資保険勘定の損益の状況でございます。当期総利益は52億円ということで12億円の増益ということでございますけど、その要因といたしましては、この2段目に書いてございますとおり、責任準備金及び支払備金の戻入額が増加したということで、純利益の増益というふうになったものでございます。

16ページは財形でございます。財形は貸付金残高が減少化しておりますので、当期総利益が33億円計上いたしておりますけれども、前年度に比べますと9億円の減益ということでございます。

17ページが、住宅資金貸付等勘定の損益の状況でございますけれども、この住宅資金貸付等勘定は、3つのセグを持っております。18ページに3つのセグの、要因別を記載させていただいております。貸付セグと団信セグと求償等セグ、3つございますけれども、貸付セグは、いわゆる賃貸の融資でありますとか災害の融資をいたしておりますセグでございます。こちらのほうは当期総利益105億円を計上いたしております。前年度に比べまして55億円増益ということでございますけれども、これも貸倒引当金の戻入額が増加したということでございます。

団信のセグでございます。積立金の取崩額が92億円ということで、昨年度に比べますと12億円増加したということで、この積立金の取崩額が増加したということは、損失金が増えたということでございます。その損失金が増えた要因というのは、ここに書いてございますとおり、25年7月より未経過特約料の精算返戻を開始したことに伴い、特約料収入が減少したという要因でございます。

3つ目、求償等セグでございます。こちらのほうは、当期総利益が43億円ということで、昨年度に比べまして10億円の増益と。こちらのほうは貸倒引当金の戻入額が増加したという要因でございます。

おめくりいただきまして、20ページに既往債権管理勘定の損益の状況を記載させていただいております。これは先ほど御説明しておりますので省略とさせていただきます。

21ページ。経費の状況。法人全体でございます。機構における経費は、昨年度に比べまして、右下にございますとおり8パーセント減少しているということでございます。

22ページに経费率、一般管理費の削減状況を記載させていただいております。経费率につきましては、中期目標期間、例えば証券化でありますと0.2パーセント以下、直接融資でありますと0.4パーセント以下というように定められておりますけれども、各々、25年度決算でいきますと、経费率は、証券化でありますと0.16パーセント。直接融資でいきますと0.30パーセントという状況でございます。

その下に証券化支援勘定におけます経费率の5年間の推移を記載させていただいております。証券化勘定全体としては、固定費と変動費、2つ分かれて記載をさせていただいておりますけれども、残高が増加しているということも1つの要因でございますし、また、

変動費のところでございますけれども、変動費につきましては、債券発行に伴います、いわゆる引受手数料でありますとか、そういった経費が債券発行額に連動いたしまして変動いたしております。25年度を見ていただきますと変動費が63億円ということで前年度に比べまして15億円減少いたしております。その結果、経費率につきましては0.14パーセントという状況になってございます。

一般管理費の削減状況でございます。これも、28年度末までに15パーセント以上削減するというところでございますけれども、25年度決算でいきますと削減8パーセントという状況でございます。

23ページと24ページでは、貸倒引当金繰入の主な発生要因ということで、23ページでは、証券化支援勘定の貸倒引当金と引当率の推移。24ページにつきましては、既往債権管理勘定の貸倒引当金と引当率の推移を参考までに記載をさせていただいております。

私の御説明は以上でございます。

(村本分科会長) ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして何か御質問等ございましたら。はい、どうぞ。

(大垣委員) 8ページの、証券化支援勘定のところの状況について、多分事前に御説明をいただいたときの指摘に基づいて御説明いただいているんだと思うんですけども、詳細の御説明をいただけますでしょうか。1つはこの670億円というのが、基本的には、この右側のグラフによると、期中に費用が膨らむ理由として、最初の頃は余り延滞が出ないので、途中から信用リスクが発現してくるからだという御説明があったと思います。しかし、財務諸表をみると、貸倒引当金というのが別途あるわけでございます、これはこれで相当の金額を積み重ねているわけですが、そうすると、この貸倒引当金というのは、この将来の住宅ローンの貸倒に備えているものではなくて、何かその、別のもののために積んでいるんですか。それとも貸倒引当金として合理的に積んでいる金額では全く不足するので、その追加分を積まないといけないと判断されているんですか。まずこの点について御説明ください。

(中村業務企画部長) 貸倒引当金との関係につきましては、破綻懸念先以下の貸倒引当金相当分については、この必要額からは控除いたしております。つまり、これからデフォルトするかもしれない、それに伴う費用というのを見込んでおりますので、実質破綻先でありますとか、そういうところ貸倒引当金相当分は除いて計算をしております。

(大垣委員) なぜこれを伺っているかと言うと、独立行政法人というのは、利益を生んで配当するのが仕事ではありませんので、余剰利益が出ているんだったら本来は国民に還元すべきものでありまして、たとえば、かねて何度もお話をしているように、RMBSと買取金利の差額(利ざや)としてとられている65ベーシス(0.65%)というのが、制度開始当初から何も変わっていないというのは非常に問題だと思っているわけです。(補足: 制度開始当初は買取残高が少ないので固定費を賄うために利ざや率が高くなることは仕方ないが、残高が10兆円になり、固定比率も激減している現在においても残高に対し同率の

利ざやを徴求していることについてその理由が合理的に説明されていないという指摘。) そういう中でこれだけの金額を利益剰余金のかたちで漠然と積まれているということは困るなど思っているんですね。

それで、ちょっと今のお話は納得できないんですけど、財務諸表の貸倒引当金の明細が載っているところを見ていただけますか。買取債権等に対する貸倒引当金の明細というのがございますね。ここで正常先についての組入額というのがあって、当期増減額としては、貸倒引当金が22億円減っているわけです。過去を見ると増えたり減ったりしていますから、正常先についての貸倒引当金というものはちゃんと存在しているわけですよ。そして、この貸倒引当金というのは期末に残高が残るものですから、将来分に備えているわけですよ。

(中村業務企画部長) そうです。

(大垣委員) そうですね。ですから、最初にお聞きしたいのは、この貸倒引当金の目的と、それから利益剰余金の中で追加的に備えているという「将来の貸倒に対する引当」とはどう違うかということです。

(中村業務企画部長) この部分は重なります。重なりますので。こちらの必要額を計算するときには抜いております。

(大垣委員) それで次に聞きたいんですけど、剰余金の使途ということで言うと、この剰余金は、その、通則法の44条1項に基づいて一般積立金と整理をして特定の目的は設定しないものとするにすると資料4-5業務実績報告書の208ページに書いてありますね。そうすると、この一般積立金というものは、そのような、皆さんとしては確実に起こるといふふうに予想されているにもかかわらず、貸倒引当金としては計上しないものを積むためのものなんですか。

(藤本財務企画部長) 言葉として適切だったかはわかりませんが、積立金としては、通則法上、何かの目的を持って積み立てるという概念がございますので、それと別の概念として、一般と付けさせていただいたと。

(大垣委員) はい、それは分かります。そうすると、今の、要するに独法の管理の仕方だと、一般積立金という漠然としたものの中にいろんなものが含まれていて、その中には、民間的に言うと利益剰余金ではなくて、本来非常に蓋然性が高いと判断されて積まれている、将来の貸倒に対する準備金と言うよりは、もう引当金に近い性質のものを積むことになっているわけですね。そして、その内容については開示をするようになっていないわけですね。私からすると、そういうのは貸倒引当金に積んでいくもののような気がするんですけども、その中で絶対に積めないから剰余金にされているんですね。そうすると一体これだけしか積めない本来の貸倒引当金というものの定義は何ですか。

(池谷経営企画部長) よろしいですか。私のほうから若干補足をさせていただきますと、先ほどの説明資料8ページで書いてございますように、35年間で収支相償になるように金利の設定をさせていただきます。今回、貸倒引当金を積んでいるのは、いわゆる、3算定期

間って言っていますけれども、過去3年間の事故率を出しまして、その率を掛けて引当計上すると。これは会計原則上、そこまでは費用として計上できるわけですが、そこを超えるところについては、会計原則の中で引当金としたいにもしくい部分になってございます。

(大垣委員) 会計原則というのは、これは専門家の方がいらっしゃいますので御意見を伺いたいと思いますが、これは企業会計原則のことをおっしゃっていますか。

(池谷経営企画部長) はい。

(大垣委員) 会社の場合、税務の関係で、会計上は引き当てたい金額を貸倒引当金に組み込まないということはありますけど、会計原則上、保守主義の原則に照らして、確実に出ると思われているものを、(機構は法人税を支払っていないため) 税務の配慮をする必要がないのに「会計原則上貸倒引当金に積めない」ということがあるというのは、ちょっと違和感があるんですけど。どうなんですか。会計上、そういうことが起こるのでしょうか。

(中村委員) それはないと思います。もともと個別に引き当てるといのが大原則になりますので、発生の可能性が高いというものに関しては引当金を積むというように、一般的に考えられております。

(大垣委員) そうですね。私も民間の場合、これを会計上積んでも、税務上、損金と認められないことがありますので、やむなくと言うか、そのように処理しなかったりすることはありますが、住宅機構の場合税務上の配慮はないと思いますので、できるだけこういう数字というのは明確にすべきだと思う中で、今も会計のプロの方が、そうではないとおっしゃっているものについて、会計基準上積むことが出来ないと明確におっしゃっているわけですが。それはどうなんですか。

(池谷経営企画部長) 決算数字については、監査法人に当然、中を見ていただいているわけですが、基本的に、一般の金融機関であれば、貸し出している期間が短いものですから、我々みたいな長期の35年間のポートフォリオを持っている債権というのは、引当をどうするのかというのは、これは議論があるところだと思います。いわゆる、今の、自己査定上の基準から言いますと、費用計上できるのは我々の認識としては、過去3年間の平均事故率を見て、それを毀損率として、3算定期間平均を持ってきて、その分だけは積み立てる。そこから先のところについては、先ほどお話ししましたように、金利については収支相償で取っておりますので、我々としてはこれは将来発現するリスクだというふうに認識しておりますので、それは別の形で積み立てておいて、将来発現するリスクのために備えていくと。

当然のことながら、今、25年度末では11兆円ぐらいの残高がございますので、その残高が向こう35年間で出てくるリスクを、ある程度ストレスをかけながら発現する予測をしてございまして、その部分について差し引きして、今回、貸倒引当金で積むところと、それからいわゆる一般積立金として積むところについて分けた処理をしているところでござ

ざいます。

(大垣委員) まず、資料の図では1本のローンについて収支が相償しているという説明をされているわけですが、実際の収支というのは、もう10年近くおやりになっているのだから、残高の中には新しいローンもあれば古いローンもある。だから、ストックベースで現在、あるいは、これから出てくる貸倒損失はローン1本のものと同じはずがないわけです。通常は、最初のうちは新しいものばかりなので将来に備えておく必要があるが、だんだん残高が積み上がってくれば、今年の新規分と過去の分とが相殺しあうようなかたちでストックベースではだんだん辻褄が合っていくわけですね(補足:この結果、ふつうの民間金融機関の場合、住宅ローンについて将来に備えて貸倒れのための準備金を積むことはしていない)。

ですから、もしそういうことを正確におっしゃりたいのであれば、そのストックベースできちっと書いていただきたい。詳しい資料が開示されていないため何ともいえませんが、恐らくこの2、3年についてはフラット35Sの金利1パーセント引きの効果で残高が非常に増えておりますので、そういう意味ではこのブロックから将来発生する貸倒引当金に備えておきたいということではないかと想像はできます。そういう事情がなければ本来はおかしいはずなので、それを1本のローンの数字(数字が大きくみえる)で説明されていることには(水増しがあるのではないかと)不信感を持たざるを得ない。

何を申し上げたいかと言うと、これは独立行政法人にとって非常にシリアスな数字だということです。利益剰余金ということで表面的に利益は出ておりますけれども、実態としては利益が出ているわけではないので蓄えておくのですということをおっしゃっているわけですから。それを利益剰余金というかたちで大ぐくりに出すのみで、中身を全然示さないというのは、一般人から見れば「利益が出ているんだから還元したらどうか」という議論になると思いますし、そうでないのであれば、本当に利益剰余金として出さざるを得ないのか、何らかの規制等で過去3年分しか計上できないという厳格な縛りがあるのであればそれは仕方ありませんが、そうだとすれば、かなり科学的に見積もられた将来の貸倒に対する準備金というものが、このように計算されているとか、あるいは670億円のうち、そのような性質のものが何億だというようなことを開示なさらないと、何となく利益を独占しているんじゃないと言われるのではありませんか。

こうすることで1本の住宅ローンでは損失が将来出てくるんですからと、こう順繰り順繰りのようなやり方だと、利益隠しみたいなことをなさってるんじゃないかというような疑念が生じます。国交省のほうにぜひお願いしたいのは、どうやら普通の会社がやっていたら損失の備えみたいなもので載せるべき勘定を、利益準備金という、利益が積み上がったものということで載せて中を開示しないということになっていて、それは縛り上しようがないというのが住宅金融支援機構の中の御判断のようです。しかし、本来の利益剰余金の額は、第二期中期計画の中にも掲げられている「65ベースのスプレッドを経費の削減に努めて圧縮していく」ということを行うべきかどうかの重要な指標になるべきもので

すから、もう少し突っ込んで開示していただきたい。漠然としたそういう御説明じゃなくて、数字を伴った説明をお願いしたいと思います。ちゃんとやられてるんだとは思いますが、やられているかどうか、こちらからは判断できないということです。

(渡辺理事) 恐れ入ります。少し補足の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。先ほどの引当金のところをもう一度簡単に整理させて、御説明させていただきたいんですが。引当金につきましては、中村委員がおっしゃったように、先の先まで見通して引き当てることができるという、概念上はそうなっております。

ただし、住宅ローンの引当金につきましては、金融検査マニュアルにおいて、正常先については1年後、それから要管理先以下については3年後までの引当金を引き当てているというのが認められております。これは当然、住宅ローンの期間構造に実は対応していません。法人貸しは多くは短期のものでありますから、それらはカバーできるんですけども、長い住宅ローンはなかなかカバーできていない。

昨年度、監査法人さんと打合せをさせていただいて、買取勘定ですと、まだ経過年数が短い債権が多いので、どうしてもデフォルトの発生率というのは低く出ていますので、これを長い期間経過している公庫時代の既往勘定等の発生率を用いまして、昨年度、正常先については、そういったリスクの取り方をして積み増しをしたところでもあります。

ところが、そうは言っても延滞がどのように出るかということについて、実績ベースで積んだだけでありますから、証券化支援事業の期間構造に対応しきれていないものではないので。そこでもやはり全部積み切れたとは言えません。従って今回の試算では、数字は出てきておりませんが、およそ1,200億円ぐらいの、将来的に必要なであろうという金額、これは今回計上している引当金の他に、更に1,200億円必要だということで、一般積立金として積み立てるべきという考えに至ったものであります。

(大垣委員) 私にはそこまでの権限はないのかもしれませんが、そこまでおっしゃるんだったら、やっぱり詳細の計算を見せていただきたいと思います。

それから、今申し上げてるのは、会計基準上不適切であるということを申し上げているのではございません。会計ファームとしては適正だということだと思いますが、独法として、国民に対してどういうふうの開示をしていくかという観点から言えば、利益剰余金の中に一般積立金として全て含めてしまうのは不適切であるということです。理事のような言い方をされるのであれば、確実に起こる損失だということを明確に示していただきたい。明細を書くのは自由なんです。また、そこまで自信を持って確実に起こるということをおっしゃるのであれば、例えば本来の貸倒引当金の中に、将来の期間構造なるものに起因して確実に発生する損失への引当として追加的に積むべきではないでしょうか。根拠については、過去の特有の勘定の貸倒引当金では不足していると。もっと出るということですね。

あるいは、期間構造という意味がよく分かりませんが、恐らく35年になっているというところで、少し後ろ送りになるというようなことをおっしゃっているんだとは思いますが

けれども、先に述べたように、ストックの積み上がりの問題とかありますので、きちっと開示をなさらないと、なかなか納得できない。

100%住宅ローンしか持ってない金融機関と、一般の、手形貸付とかも持っている金融機関とで、貸倒引当金の積み立てが違うのは当たり前で、何もいけないと言っているわけじゃなく、開示なさったほうがいいと言っているんです。要するに、利益が出てるんだったら還元しろっていう話になるから、利益じゃないんだったら、利益という名目の勘定なので誤解を避けるために、利益じゃないというふうに明確に開示すべきだということをし申し上げているんです。

(宍戸理事長) 今、委員のほうからございましたように、記載の方法については、ちょっと工夫させていただきます。それと、当然のことながら、将来のこととございますので、例えば金利の設定の仕方とか、いろんな状況で変わってきますので、そういう意味では、我々としては、自信を持った前提で作っているつもりでありますので、この部分についての記載の方法、これについてはもうちょっと検討させていただきます。

それと、もう1つ委員のお話の中で、当然、我々も、中期目標の中で、利益が一定に出る、そういうような構造になりつつあるわけですから、顧客還元を考えなさいというのは当然のこととございますので、我々としても、その部分については検討を当然しておるところであります。実現すべく努力したいというふうに思っております。

(大垣委員) この点について申し上げたいのは、資料1-2の22ページでございますが、真ん中の証券化支援勘定における経費率の直近5年推移というところで、残高が増えておりますので、固定比率がもともと26ベースあったわけですね。これが現在の65ベースを乗せるという根拠になった経費率だと思いますが、これが残高の増大によって、固定比率が落ちて、9ベースになっているわけですから、下げ幅として、17ベースというものは、単純に下がってくるべきだと。これに対して下げない、それをやらないということであれば、やはり何かもっと不安なことがあるんだということをおっしゃらないといけないし、これ以外に、さらに貸倒のさやを乗せていらっしゃるわけですから、利益剰余金の部分で出しているのは、当然そのさやから乗せられているわけですから、この部分の17ベースというのは、そういう期間構造のあるものから生じる将来の損失のために取っておきたい部分ではないはずですので、単純に言えば17ベース下げられるので、そうなさるのかなさらないのか、なさらないとしたらなぜなのかというようなところについては、今後明らかにしていっていただきたいと思っております。

(村本分科会長) ちょっと難しい議論が最初から始まりましたが、利益剰余金という形で計上したものを積み立てるとということについての説明を、もう少し丁寧にしたほうがいいんじゃないかというふうに受け止めましたので、決算上どういうふうにするかお任せしますが、その辺は先ほど言われたような様々な問題もあるとすると、少し丁寧に説明しないと、少なくとも少しもの分かった人には分かりにくいかもしれませんので注意をしていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

そういうことで、特段これ以上の御議論がないようでしたら、伺いました財務諸表については、分科会として認めたということにしたいと思います。

それでは、議題の2にまいりましょう。「不要財産に係る国庫納付について」ということでございます。ではまた、機構のほうから説明をお願いします。

(中村業務企画部長) 住宅金融支援機構の中村でございます。私より議事(2)の不要財産に係る国庫納付について御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただきたいと思っております。

御案内のように、通則法によりまして、機構の不要財産でありまして、政府からの出資・支出に係るものについて、これを国庫返納をする場合には主務大臣の認可を受けることになっております。その際には、あらかじめ評価委員会の意見をお聞きすることとされておりますので、御説明をさせていただくものでございます。

この四角囲みにありますように今般の国庫納付につきましては2点ございます。1つ目につきましては、出資金運用益の適正化。これは例年のものでございますけれども、今年も返納させていただくというものでございます。

もう1つにつきましては、これも一昨年来、御報告させていただいておりますけれども、3事案ありましたフラット35に係る技術基準不適合事案のうち最後の1つのものについてでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。1番目でございます。出資金運用益の適正化でございます。これにつきましては、23年10月に会計検査院から2種類の政府出資金の役割の重複を考慮して、適正な規模にするよう意見を表示されたものに係る部分でございます。2種類の出資金と申しますのは、リスク対応出資金というものと、運用益対応出資金という種類の出資金、2つございます。リスク対応出資金と申しますのは、これは異常リスクが発生した場合に元本を毀損させることで対応するための出資金でございます。運用益対応出資金と申しますのは、これは政策的な金利の引下げを行う場合に、その運用益を財源に充てるといったものでございます。意見の中で役割の重複というふうに言われている部分につきましては、これは、運用益対応出資金というのは、当然これは運用して運用益を出すことを想定しているわけですが、実際にはリスク対応出資金も、持っておれば運用益が出るということで、有り体に言えば、この部分がダブってるじゃないかと。なので、国庫に返納すべきであるということでございます。

平成23年度以前に措置された出資金につきましては既に返納済みでございます。当委員会にも御報告をさせていただいております。今回は24年度以降措置されました出資金のうち、25年度に運用益が発生した額で、ここに書いてありますように、8,100万円余でございますが、これを返納させていただくものでございます。

それから2番目でございます。不適合の中古住宅への対応でございます。これにつきましても、続けて御報告させていただいておりますが、技術基準に適合しな

い事案、全3事案のうち、最後の1事案に関わるものでございまして、2事案についてはもう既に御報告済みでございます。この1事案につきましては、不適合住宅の件数としては3件ございました。これらについて、それに関係する政府の出資金170万円、それからその運用益を活用したその金利下げ経費相当額12万8,000円余でございますが、これを国庫納付するというものでございます。なお、24年10月からは適合証明業務システムというものを通じまして、技術者の業務状況を日常的に把握できるようになっております。こうした対策の強化を講じておりまして、その後につきましては不適合住宅は発生していないということでございます。

また、下に※がありますが、※2のとおり、国庫納付に伴いまして、本事案に関しては、機構に生じる損害については、当該技術者より損害を賠償する旨の申出を受けておりまして、補填される予定であるということでございます。私からは以上でございます。

(村本分科会長) はい、ありがとうございます。ただ今の御説明に何か御質問等ございますか。

これは前年も似たようなもの、同じものがありましたので、その引き続きということなので、これでよいかなと思うのですが、もしよろしければ、これは分科会として認めたということにしたいと思えます。

それでは、次に、議事(3)の「役員退職手当規程の改正について」ということでございますが、これも機構から御説明をお願いします。

(中澤総務人事部長) 住宅金融支援機構の中澤でございます。私のほうから、議事(3)の役員退職手当規程の改正について御説明をさせていただきます。

1番にございますように、役員に対する報酬等の支給の基準を変更したときには、主務大臣に届け出をいたしまして公表し、併せて委員会に報告をするとされてございます。従いまして今回御報告をさせていただくということでございます。

改正の理由でございますけれども、国家公務員の制度に並べるということでございまして、国家公務員におきましては、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒処分を受けるべき行為があったと認められる場合につきましては、退職した者に退職手当の返納を命ずることができるというような手当がございます。機構におきましても同様の措置を講ずる、そのための手当ということでございます。

3番にございますように、内容といたしましては、役員退任後に退職手当支給前に、在任期間中に解任、すなわち懲戒処分を受けるべき行為がございましたときには、退職手当の支給を制限することができる。また、退任後、退職手当支給後に分かったときにつきましては、退職手当の全部又は一部を返納させることができるというような手当をすることということでございまして、今年4月1日より施行しているところでございます。御説明のほうは以上でございます。

(村本分科会長) ただいまの御説明につきまして、何か意見等ございませうか。

もしよろしければ、これで意見なしということにしたいと思えます。

それでは、議題（４）ということで、業務実績評価ですけれども、恐れ入りますけれども、傍聴の皆様方には御退席していただくということにさせていただきます。

それでは、議題（４）「平成２５年度業務実績評価について」ということですが、最初に、実績評価の進め方についての御説明をお願いいたします。

（事務局） はい。事務局から業務実績評価の進め方について説明させていただきます。資料４－１を御覧ください。昨年度と同様、国土交通省独立行政法人評価委員会委員長の御提案を踏まえ、まず機構から自己評価の御説明をさせていただきます。委員の皆様方には、資料４－６といたしまして事前評定シートをお配りしてございますので、機構の自己評価を御参考としていただき、こちらにS、Aなどの評定の御記入をお願いいたします。御記入につきましては、自己評価と異なる部分のみで結構でございます。また御意見等ございましたら、事前評定の右側に記入欄がございますので、そちらに御記入いただきますようお願いいたします。御記入いただきましたものにつきましては、分科会後に回収させていただきますか、事前にメールでもお送りさせていただいておりますので、そちらに御返信いただく形でも結構でございます。その場合には、御多用中恐縮ではございますが、７月３日まで御返信を賜りたく、よろしくをお願いいたします。

皆様の事前評定の結果を踏まえまして、村本分科会長に業務実績評価調書の案を作成いただき、次回７月の分科会で御審議をいただく予定でございます。以上でございます。

（委員） ということでございまして、例年どおりということになりますので、実際の状況について、また自己評価について、機構から御説明いただくというふうにしたいと思います。それではお願いします。

（住宅金融支援機構） 私のほうから、２５年度の業務実績評価、自己評価でございますけれども、御説明させていただきたいと思っております。使用させていただきます資料は、資料４－２と、それから資料４－３、Sの評価のものでございます。詳細版は、お手元に資料４－５がございますけれども、これが全体の業務実績報告書になってございます。

それでは早速資料４－２でございますが、全体として、２５年度の評価でございますが、項目計でいきますと１９の項目がございまして、５段階評価の真ん中のAと自己評価をさせていただいた項目が１５個であります。それぞれ少しできたなというところで、S評価をさせていただいているのが４項目ございますが、全体としては、総合評価としては、真ん中のA評価ではないかというふうに評価してございます。

１ページめくっていただきまして、A３版の縦の資料でございますが、これが中期計画の区分に従いまして、それぞれの項目について、真ん中に自己評価をしたもの、その右側にポイントを書いた概要版でございますけれども、黄色く塗ってございましてところについては、S評価でございますので、後ほど御説明させていただきたいというふうに思います。A３版の資料、１枚めくっていただきまして、ページ３と書いているところの上から２段目でございますけれども、左側のほうに項目で、区分で５として「適切な内部統制の実施」という項目がございまして、この項目についてはA評価というふうにさせていただきます。

ますけれども、実は昨年、いろいろ不適切な事務処理がありまして、委員の皆様方にもいろいろ御議論いただいた点もございますので、昨年どういうふうに取り組んできたかというところにつきまして、その後のフォローを御説明させていただきたいと思っております。

ポイントのところを書いてございますけれども、黒四角の一番上のところでございますが、まず25年度に発覚いたしました審査部審査センターにおきます不適切な事務処理事案、これを踏まえまして、その後、機構の中で、とにかくこの審査センターについて再発防止を徹底したというところでございます。

ポツの最初のところでございますが、予防的な統制の観点から、いわゆる審査の結果について単独でオペレーションできてしまっていた、そういうシステムでございましたので、早速システムメンテをいたしまして、担当者と管理者とのダブルの、そういうオペレーションにするような形でのシステム変更をしております。

それから、従前のシステムによっている間にも日々の処理がございますので、2つ目のポツでございまして、審査案件全件につきましては、審査関係書類との突合、これを日常的な、ヒューマンで徹底をしてきたというところでございます。

それから今回の背景になった審査センターでの決裁権限の話がございましたので、それまでは、審査案件については、全件審査センター長が見ていたというところでございまして、この部分でマネジメントの部分は、やはり注意力が落ちたのではないかという御指摘もございました。早速見直しをいたしまして、その一部についてはグループ長に権限委譲をいたしまして、よりマネジメントに注力できるような体制を構築しているところでございます。

それからポツの一番下でございまして、内部監査におきましては、いわゆる審査センターにおけます、この日常管理について、ちゃんと動いているかどうか、これは監査いたしまして適切に実施しているということを確認してございます。

2つ目の黒四角に「また」と書いておりますけれども、今回、審査センターだけではなくて、いわゆるこの事案発覚を契機として、組織としての内部統制について脆弱性が露呈したわけでございますので、組織を挙げて内部統制の充実を図った取組みをしております。ポツの最初に書いてございますように、まずトップである理事長から職員に対して、折に触れて内部統制についてのメッセージを出し、発信しておりますし、また、外部の専門家を講師にお招きいたしまして、内部統制に係ります管理職の研修の実施ですとか、それから役職員の啓発を通じた環境整備をしているというところでございます。

それから、実際の統制の環境を作る意味で、承認事務、いわゆる審査センター案件以外の承認事務もございまして、そういったところについての決裁区分について、適切な見直しを、どうなのかということを行ってございます。

それから、決裁内容に照らしたところの、そういった部分について、ルールですとか、過剰なルールは他にないのかということについても見直しを行ってございます。

下から2つ目のポツで、内部監査についても、いわゆる個人デスク内の書類を確認する

とか、検査的な視点を強化した監査も実施したりとか、そういう発見的な統制を意識した監査を実施するようにしてございます。

ポツの最後のところでございますけれども、民間の金融機関の運用事例を含めまして、我々今までやっていなかったんですけれども、職員の室内での個人のデスクの点検ですとか、それから長期休暇については、これはある部分、不正防止の目的も位置付けて長期休暇を取得するんだということを再度徹底して、26年度の4月から行っているところでございます。

いずれにしましても、これらの取組みにつきましては、徹底的に四半期ごとに役員会ですとかコンプライアンス委員会でフォロー、モニタリングをしているというところでございます。

この資料は以上でございまして、続きましてS評価の部分でございまして、資料4-3でございまして、4項目ほどございまして、ページを開けていただきまして、最初のところが証券化支援業務の安定的かつ効率的な資金調達というところでございまして、黒四角の上を書いてございますけれども、25年4月から5月にかけて、御案内のように日銀による異次元の金融緩和がありまして、市場が非常にボラタイルになっていると言うか、非常に不安定な状況の中で、金利水準が大きく変動する中でも、新規投資家の取込みですとか、投資家の枠の拡大を企図した丁寧なIRを実施いたしまして、安定的な資金調達を実現しているのではないかとこのように考えております。

左下のほうに、折れ線グラフで赤いところが書いてございますけれども、これがベンチマークとして、国債とのスプレッドの推移でございまして、左側のほう、リーマン・ショックとかですね、それから東日本大震災などの不安定な金融市場下では、MBSのスプレッドも大きく上昇いたしましたけれども、今回の異次元緩和のときについては、比較的安定的な資金調達ができたということでございます。

それもその右下にありますように、MBS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するための取組みとして、投資家に個別訪問いたしまして、国内では225社、海外で9社の投資家を丁寧に回りまして、そういった環境ですとか、我々の状況についてMBSについての御説明をいたしまして、一番下にありますけれども、一起債あたり、これは私どもは正確には知り得ないんですけれども、推定として、25年度は大体50社から80社程度、参加していただいているのではないかとこのように考えております。

それから、上のほうに戻っていただきまして四角の2つ目でございますが、機構内に昨年設置いたしました、外部の有識者から成ります証券化支援事業の課題に関する検討会というのがございまして、その中でMBSの発行の平準化を図ってベンチマーク性を高めることで証券化市場を育成していくべきだという提言をいただきました。この提言をいただきまして、その取組みについて早速着実に実施をしてきたというところでございます。

矢羽根の1点目のところでございますが、26年1月のMBSについて。実は1月のM

BSは12月にローン実行したものについてプールするわけですが、12月は例年季節的に、お正月は新居でという形で資金実行が多い月でございますので、その部分については、季節的には投資家の需要に比べるとMBSの発行が多くなるということが見込まれましたので、この1月の分については、実際にMBSの発行額の平準化を161億円、2月に、後ろに送りまして、大体1,400億円ぐらいの規模だったところを、1,250億ぐらいに、少しダウンサイズして起債につなげているというところでございます。

この取組みについては、矢羽根の2つ目ですが、MBSの安定的な起債環境を保つという観点からも、投資家にもメリットがあるということで、引受の証券会社からも一定の評価をいただいているところでございます。

矢羽根の3つ目でございますけれども、この提言内容につきましては、昨年12月24日に閣議決定がございました、我々も含めた独立行政法人改革等に関する基本方針がございましたけれども、その中でも我々の課題として、機構の重要な課題として改めて示されている内容でございました。

それから2ページのところでございますが、2点目の融資保険業務でございます。黒四角の1点目でございますけれども、いわゆる料率を引き下げることができたというところでございます。的確な付保審査、それから債権管理を徹底いたしましたことで、リスク計量してモニタリングしてございますけれども、引き下げが可能な水準であるということが確認できまして、26年度から保険料の引き下げにつなげることができた。これも的確な入り口での審査と、出口での債権管理を徹底した結果だというふうに考えてございます。

保険料の引き下げのところでございますけれども、特定個人ローン保険、アスタリスクの1番にございますけれども、いわゆるフラット35と合わせて民間金融機関で出される変動住宅ローン、これに対する保険引受のローンでございますけれども、この部分については、0.14パーセントの引き下げでございます。それから特定短期ローン保険。アスタリスクの2番目でございますけれども、フラット35を利用する場合の着工金とか、それから中間金の、いわゆるつなぎに関する保険の引受でございますけれども、この部分についても0.18パーセント下げることができたというところでございます。

それから2つ目としては、数値的な目標のところでございますけれども、いわゆる保険金の支払の標準処理期間の目標、それから回収率の目標、これをそれぞれ右下のほうにございますけれども、目標の水準からすると、かなり高い水準で達成できているのではないかとこのように考えてございます。

矢羽根の1点目にありますように、標準処理期間のところについては、金融機関との事前のすり合わせで手戻りはないような形でのチェックできる仕組みを構築いたしまして、大幅に目標値を上回ったということでございます。それから保険金の支払については、私ども直接管理するのではなくて、金融機関が管理する債権でございますので、管理するのはなかなか難しいほうでございますけれども、全件我々が中身について関与させていただ

て早めに方針を立てて処理をしたということで、回収率が大幅に上がったというふうに考えてございます。

続きまして3ページのところでございますが、東日本大震災への的確な対応ということでございます。黒四角で3点ほど書いてございますけれども、まず住まいの再建に係る、そういうワンストップの相談会を実施することができたというところでございます。矢羽根の最初のところに書いてございますけれども、被災者の利便性の向上のために、機構が主導いたしまして、地方公共団体と建築士団体と連携いたしまして、公的補助、それから住まいのプランニングを含めた住宅計画、それから私どもの資金計画、こういったところについてワンストップで提供できるような相談の態勢を作っております。

ブルーで囲って白で反転しておりますけれども、25年度の実施回数としては、26市町で198回、相談数としては1,181組ということでございました。開催場所については、これからいよいよ本格化してまいります防災集団移転事業により、宅地の供給を予定している被災3県の全市町、22市町でございます。それに比較的被災者が、避難者が多い市町村で、そういう要望があったところについては対応させていただいたというところでございます。

それから開催の頻度でございますけれども、いわゆる年末年始、それからお盆を除いた毎週末の土日に121回開催してございます。1週末あたり大体3会場ぐらいで実施していたというところでございます。

それから、黒四角の2つ目でございますが、三陸復興支援センターの設置に向けた準備を行ったというところでございます。ようやく沿岸部におけます宅地供給も本格化することを踏まえまして、いよいよ住宅融資の段階、相談の段階に入るということでございますが、被災者相談対応を強化するために、今、現行、東日本大震災の対応については、私どもの支店としては東北支店が対応してございますけれども、仙台市でございますので、なかなか沿岸部には、特に冬の場合難しいところがございますので、新たにこういったことを本格化することを踏まえまして、三陸復興支援センターを釜石市に設定するという方向付けをいたしまして、設立に向けた準備をしております。実際に実は昨日、開設式をやりまして、いよいよ三陸センターも業務を開始したというところでございます。

それから、黒四角の3つ目でございますけれども、きめ細やかな対応ということでございまして、1点目の矢羽根のところは、私的整理ガイドラインの運用にあたりましては、御案内のとおりガイドライン運営委員会というのがございまして、そこで弁済計画の内容についてチェックをいただくわけですが、ガイドラインの運営委員会では保留とされた案件につきまして、何とかお客様の立場に立ってできないかということで、足元の状況をつぶさに把握して、債権者いわゆる機構の判断として債務整理を実施した案件がございました。

それから矢羽根の2つ目でございますが、一部の被災者がインターネットを利用できる環境にないことを考慮いたしまして、いわゆるフリーダイヤルで対応して、各お客様の事

情に合ったような形での返済シミュレーションサービスを行ってございます。希望者にはその結果について郵送するというようなサービスもさせていただいております。

東日本大震災だけではなくて、公的金融として、機構としてですね、その他の災害についても対応させていただいておりますが、その部分について、白く囲っている部分でございます。台風26号の大島の土砂災害につきましては、東京都と利子補給制度を活用できる仕組みを構築いたしました。それ以外の災害につきましても、2つ目のところでございますけれども、島根県の大雨の災害ですとか、越谷市の突風災害、こういったものについては公共団体と連携をいたしまして、周知・広報を図っているところでございます。災害関係は以上でございます。

最後でございますが、リスク管理債権の徹底ということでございます。いわゆる先ほど来、議論ありましたけれども、リスク管理債権を大幅に削減することができているところでございます。左側に私どもがこれまで債権管理をどうやっているかというのを矢印で書いております。左側のほうに、延滞初期段階では、いわゆるお客様の入金のお知らせをですね、これはこまめに、期日の遅れが常態化するとなかなか大変ですから、遅れてますよという案内をこまめに行うことによりまして、早めに正常化に戻るような形の支援をさせていただいております。それでもどうしても延滞が続いてしまうようなお客様については、将来の収支の見通しも含めまして、お客様の事情を見て、条件変更を提案して、そういう条件変更ができる方については返済を継続することを支援してございました。最後はその下の部分でございますけれども、返済継続がそれでも難しいと、なかなかこれはもう断念するしかないという場合には、いよいよ物件処分となるわけですが、競売よりは任意売却のほうが額が高くなっておりますので、任意売却をできる限り勧奨いたしまして、早期の再建に向けた支援を行っていくというところでございます。そういった取組みを通じて、真ん中のところにリスク管理債権比率の推移と書いてございますけれども、これは法人全体の数字でございますけれども、23年度末、リスク債権残高比率は7.8パーセントでございました。これは、独法第1期末の水準、ここから第2期に向かって削減の目標がスタートしているわけでございますけれども、足元、25年度末は6.67パーセントということで、これも一挙に低減することができるというところでございます。

大体民間の金融機関は、リスク債権比率は2パーセントから3パーセント後半ぐらいというふう聞いておりますので、そういう意味では機構は非常に高くなっているというふうに一見見えるわけですが、このピンクの部分をご覧いただきますと、何と言ってもその大半を、いわゆる実質破綻している延滞債権ではなくて、ピンクの条件変更をしているお客様がかなりいらっしやいまして、この部分についての条件変更の後の立ち直りについての取組みというところが大事なところでございまして、右側のほうに書いてございますけれども、個人向け債権に係ります返済条件の変更実施したお客様が、ある一定期間返済を正常で続けますと、正常に復帰して、自己査定上も正常先となるわけでございますけれども、この率が年々上がってございます。我々としては、その条件変更した後に、お客様の

返済状況については、より、他のお客様に比べて注視した状況で管理をしておりまして、きめ細やかな入金のご案内とか、そういうフォローをいたしまして、また、その据え置き期間が終わるときには、もう終わりますよと御案内をしながら、正常化に向けて我々としても支援をさせていただいたというところでございます。

その下の方に2つ、欄が飛びますけれども、個人向けの延滞の状況、短期延滞、中期延滞、長期延滞と書いてございますけれども、特に短期延滞のところについても着実に数字を減らしているというところでございます。

この結果、全体として、真ん中の下のほうに緑で囲ってございますけれども、それぞれの目標、既往債権であれば10パーセント削減を26パーセントの削減でございます。証券化勘定については、3.6パーセントのところを、残高比率は1パーセント。賃貸のところについては、同じく1.84パーセントということで、この項目の数字については、かなり数字として実績を上げられたのではないかとこのころでございます。

また、一番下のほうにちょっと書いてございますが、直接リスク管理債権の削減に結びつくものではございませんが、政策金融機関としてセーフティネットを構築してきたことの1つに、2つ目のところで、1つだけ紹介させていただきますけれども、証券化支援勘定につきましては、円滑化法が終わった後、それまで円滑法の期間中は国費で金利の引き下げを行っていたわけですが、自助努力によりまして一部金利引き下げを継続して実施しているというようなところも講じているところでございます。私の説明は以上でございます。

(委員) ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして何か御質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) 御説明どうもありがとうございます。S評価のところの1ページ目のプレゼンテーション資料ですけれども、ここで、この評価というのは年度計画などに基づいてのものなので、こういう自己評価になるというのは分かるんですが、以前も会合で申し上げたように、証券化市場の中で、住宅金融支援機構ばかりが証券化のMBSを出すということじゃなくて、民間にももっと出してもらおうというような、そういうようなこともやらないと、日本の証券化市場が、私は、それだけでは十分に育成されたとは言えないんじゃないかというふうなことは以前にも申し上げたと思います。

ただ、年度計画に基づく評価なので、そこにまでは、年度計画はそもそもそういうことを書いてないという話になるので、書いてないことと見合いで評価として、そういうような評価でいいのかというのは、私が申し上げたようなことを評価軸として入れていいのかという話にはなると思いますからそこまでは申し上げませんが、強いてここで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針という閣議決定までお触れになっておられるので、さすがにここについては強い異議を申し上げたいと思います。今、手元にもありますけれども、これは私が行政改革推進会議などで申し上げたようなところもあって、そういうことになったんじゃないかと思っておりますけれども、御社に対する重要な課題として、もちろん、

ここのプレゼンテーション資料にあるようなことにまつわる部分もありますが、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえた上でという文言も、この閣議決定の中には盛り込まれているということは、これは十分に踏まえていただかなければならないということだと思います。

(住宅金融支援機構) 御意見ありがとうございます。失礼いたしました。閣議決定のその全てのところを網羅して表現してございませんので、委員のおっしゃっているところについては不手際と言うか、足りない部分があったと思います。申し訳ございません。そういう意味では、我々としても、当然ながら、過度な規模拡大の防止ですとか、それから民業補完の視点を踏まえて、いわゆる保証型についてももう少し、これは課題として認識してございまして、ただ、足元、変動金利が中心でございますので、なかなか証券化のニーズ、民間の金融機関はございません。そうは言っても将来的な金利上昇に備えて、そういった動きもあると思いますので、引き続きその辺の市場関係者と、どういうところにニーズがあるのかも含めまして、対応については検討、ないしは、その改善に向けた取組みを行っていきたいというふうに考えてございます。ありがとうございました。

(委員) 今の点で、私、別に、これ、Sでいいと思うんですけど、証券化支援事業の課題に関する検討委員会というのに書いてあることを、ちゃんとやるとSだということなのであればぜひもうしあげたいことがあります。実はあの検討委員会の報告書には随分いろんなことが書いてあったと思うんです。その中で今、委員がおっしゃったこととも絡むんですが、率直なところ、保証型を伸ばすとおっしゃっているんですが、マーケットで実際に証券化を自力でやれるほどの残高を単独で積み上げることができる金融機関ってほとんどありませんので、保証型をやるということは、単にメガバンクや大手モーゲージバンクといった特定の金融機関をフォローしているだけになります。しかし、あの中にも書かれたように、アメリカのファニーメイが果たしているように、地方銀行のような中規模の金融機関が、比較的中規模・小規模の金額であっても証券化を滞りなくできるように、一種のSPCのような形で発行を代行してあげるようなファンクションが必要ではないでしょうか。現在の買取型の制度は、金融機関はフラット35を貸したら必ず機構に売ることになっていて、そうすると、金融機関はなけなしのサービシング手数料を除いた全ての利益を全部機構にとられることになる。しかし、借り手の信用リスクを金融機関と機構のどちらがきちんとみれるのかといえば前者なのですから、信用リスクは金融機関がとってそれに見合う利ざやや自分でするような仕組みもあってよいのではないかということです。アベノミクスが順調に進めばどこかのタイミングではかならず金利が上がっていくわけですから、長期固定ローンが今よりずっと魅力的になってきます。今、フラット35の需要がないとおっしゃいましたけど、むしろ最近は変動金利型のローンへの懸念をいう人が増えているので、足元ではフラット35のシェアはどちらかと言うと増えつつあるんじゃないかと思うんですね。

そういう中で、地方銀行等も固定の住宅ローンを需要に応じて出す。出すんだけど、

自分の会社で証券化をやるには規模が満たないというようなものを、ウィズリコースで機構に売って、スワップ型でベースに変えていくというようなことについても、さきほどの報告書に言及があったはずなんです。

こういうのはまさに民業補完になりますし、今、民間が求めているものだと思いますので、ぜひ前向きにと言うか、真剣に取り組んでいただいて、全ての金融機関がイコールベースで、イコールフットィングで長期固定に取り組めるような環境整備をしていただけるとよろしいし、それは来年のS評価につながると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

(委員) 今の点は確かにそうだと思いますね。それでさっきの決算のときに何うべきだったかもしれないけれども、保証セグが非常にまだプアーであるという感じがするので、その辺との絡みで、やはり今後の課題ではあろうなと思いますが。この部分についてはマーケットとの関係なので、そうかなという感じもしていますけれども。他にいかがでしょうか。

(委員) 質問です。1点目は今の話の続きですけれども、何を評価すればいいんですかっていう話です。S評価のプレゼンテーションの1ページ目にある安定的かつ効率的な資金調達という項目で、自己評価でSをお付けになった理由の1つ目は投資家をいっぱい連れて来ましたよということで、2つ目は、今、委員の先生方がおっしゃった大きな話なのか、それとも一応MBS発行額を平準化しましたよということを中心に評価すればいいのか、ちょっとよく分からないところがありまして。

ですから証券化支援事業の課題に関する検討委員会に、発行額を平準化しろと言われたので頑張ってやりましたという、そこまでのことの評価なのか、そこところが、何を評価していいのかよく分からなかったの、そこをはっきりしていただきたいということが1点です。

それから、もう1点は、コンプライアンス関連の話です。最初に、今年はAを付けましたっていうところでおっしゃった、A3の3ページにある適切な内部統制の実施というところ。その黒塗りの四角の2つ目の、「上記取組等については、四半期毎にフォローアップを行った」というふうに書いていらっしゃいますけど、フォローアップって具体的に何をなされたかということ。それからもう1つ、なかなか難しいかもしれませんが、従業員の方々のある種意識変革、マインド変革みたいなものを、どういう形で捉えられていらっしゃるかというのは、ここからだ読めませんので、そこを教えてくださいというのが2点目であります。

で、恐縮でございますけれども、S評価のプレゼンの3ページ目でございますが、これも質問でございます。東日本大震災の的確な対応の3つ目の箱で、私的整理ガイドラインに乗らなかったものについても債務整理を実施したというふうにおっしゃっていますけれども、これは実績が何件ぐらいなのかということをお教えいただきたい。そもそも私的整理ガイドラインは、かなり使いつらいもので、これに乗るのは、ある種至難の業だとかい

うようなことがありますので、何件か教えていただきたいと思います。以上です。

(住宅金融支援機構) ありがとうございます。まず、S評価の1ページのところでございまして、我々として、自己評価として、ここについて評価いただきたいというふうに申し上げている部分は、先ほど来、最初の委員のお話ですとか、それから委員のお話にありますように、証券化の、買取のほうはずっと先に先行しているものですから、できる限り、民間のベンチマークとなつて、証券化市場が、ある程度毎月毎月ベンチマークみたいなMBSが出るということが、市場にとっては大事なことだということで、証券化市場を安定的に、安定と言うかベンチマークになるような、そういった市場を育成していつて、その目線で新たに民間金融機関が参入する証券化の市場を作っていこうと。それが将来的には市場を育成することで民間参入をもっと増えてくるのではないかと。

金利上昇があれば間違いなく増えていくと思いますし、そういった土壌を作るということで、ベンチマーク性を高める意味で、ある部分マーケットを平準化するですとか、月々のボリュームをならしていつて、できる限り多くの投資家が増えれば、それだけ市場が厚くなりますので、そういったところを育成していくということが我々の課題じゃないかと思っております。この面は一定にできているのではないかという部分の自己評価でございます。

それから、2点目の内部統制のところ、四半期ごとのフォローアップでございますけれども、資料4-2のA3版の資料に、黒四角の1点目と黒四角の2点目、それぞれポツで細かくいろいろ書いてございますけど、実はこれを全て、昨年の事件が起きた後に、コンプライアンス委員会と役員会で、うちのそれぞれの課題、個別部署の課題と組織全体の課題はこういうことがあるということ、この項目全部書きまして、それが今どこの段階に来ているとか、システムが直ったのか直ってないのか、決裁区分の見直しができているのか、できてないのか。そういう進捗を、四半期ごとに行ってます。残っている課題はこれですという形で報告をさせていただいております。これを取り組んだ結果が、その意識がどう変わったかということにつきましては、こちらの資料4-5のほうに、コンプライアンスの意識について、意識調査を今年の1月にしてございます。131ページでございます。

131ページに表がございまして、いわゆるコンプライアンス意識調査におきますところということで、22年度と比較して、その後、幾つか不祥事事件が起きたものですから、まず22年度から比べて、25年度、足元どういう状況になっているかというところを調査してございまして、これはまた、全体だけではなくて部署ごとに出して、それぞれの部署ごとに必要な所属長とか管理者に対しては、また課題を示しているわけですが、全体としては、例えば上から3つ目のところでありますと、「上司や同僚に相談しやすい雰囲気になっていますか」というところでございますが、22年度は91.2パーセントだったものが、足元では93.8。若干、3パーセントを切るぐらいの水準ではありますけれども、ここも一定に、その数字は着実に上がっているのかなと。

それから下から3つ目のところにございますけれども、あなたの所属する部署ではコンプライアンスに関する研修や情報提供が十分に行われていると思いますかというところについては、もう99パーセント近くまで、この部分については十分図られていると、5.5パーセント改善してございます。

それから一番下のところでございますが、いわゆるコンプライアンスのヘルプラインでございます。弁護士を使う形、我々の内部の設置したヘルプラインのところだけではなくて、外にも委託してございますけれども、こういったことについて、利用等しようとしているか。実は22年度では66パーセントという数字で、非常にこの部分が悪かったんですけれども、ここの部分についても、いろんところで啓発しておりますので、25年度末では86.3。2割ぐらい改善している。まあ、これが、ちょっとまだ少ないんじゃないかという御指摘もあろうかと思いますが、一定に数字は上がってきているというような意識の状況、改善が行われているところでございます。

それから、東日本大震災の私的整理ガイドラインの内容でございますが、実は、この案件については1案件のものを書かせていただいております。ガイドライン委員会のほうで提出して審査をいただいたときには、ちょうど復興需要で、その業者が、ちょうど黒字になった時期に入っていたもんですから、そこの部分については保留という形になりましたけれども、復興需要のピークが少し落ち着いてきたときに、足元の決算は赤字になっていましたし、将来的な見通しからしても黒字にするのは難しいというふうに私どものほうでも判断いたしまして、整理をさせていただいたという案件で、実はこれはその案件1件のことを書かせていただいております。以上でございます。

(委員) 他にいかがでしょうか。

よろしければ、私から、1つだけ素朴な質問をしておきたいと思いますが、資料4-2の収支改善という項目に自己評価がAというのがあります。中期目標の最終年度までに繰越欠損金を既往債権管理勘定以外で解消するというのが設定の目標なんですけれども、昨年もう既にこれは達成しているわけで、今年も法人全体で繰越欠損金がなくなったという状況なわけですが、これは普通ではなくて、もう少しいい評価をつけてもいいんじゃないかという気がしないではないんですけれども、なぜSにしなかったんですかという質問をしたいと思ひます。

(住宅金融支援機構) 非常にありがたい意見をいただきまして、ありがとうございます。今、分科会長のほうからお話ございましたように、この部分については、独法第2期の5年間の間に達成するという目標を昨年度1年目で達成できたということで、ここはS評価を昨年度はいただいたんです。その部分については、先ほど来お話ししているように、証券化勘定でプラスになったと言っても、必要な将来のリスクを考えると、まだまだ我々としては十分な健全な状況ではないと言うかですね、将来のリスクを考えると、まだまだ、もう少し積立金も必要じゃないかという認識がございます。

あともう1つは、既往債権管理勘定のところにつきましては、これはいわゆる住宅金融

公庫から独法になるときに、財投のほうにノーペナルティで繰上償還をさせていただいて、それで随分と、ストックベースで貸付金利と、それから借入金利が順ぎや構造にさせていただいたので、そういった部分で講じたプラス材料になっているところを出ている数字でございますので、足元の債権管理をしっかり我々としては取り組んでいるので、それも一定に評価をしたいと思って、先ほどのSではございますけれども、全体としてはまだ2,000億円を超える損失金があるということでございますので、全体としては、昨年度Sをもらった部分については、今年またもう1回ということではないかなというふうな形で整理をさせていただいた結果、Aということにさせていただいたところでございます。

(委員) その点でちょっとだけお話ししたい。例えば、その話もそうだし、経費率なんかは、もう、はなから達成しちゃってるわけですよ。例えば、今回のS評価としている資料1-2の22ページなんか、20ベース以下に抑える目標だというのに初年度から20ベース以下になっていて、それで、要するに目標の数字の立て方として、経済対策なんかがあって残高が増えると、努力なしに当然のように増えていくものがあるって、別にこれでいいと思いますけど、目標管理させられる側の観点から言うと、そもそもそういうのは指標がおかしいんだろうと思うんですよ。

要するに努力でないものが目標の指標になっていると、達成できているっていう、村本先生の素朴な感覚で、何でSじゃないんですかって言うと、それは、達成はしているけれども自分の努力でないものなのでSにしませんでしたって説明しないといけないかっていうのは、やっぱり目標の数字として余り適切じゃないような気もするので。

それで、さっきもちょっとしつこく申し上げたのは、例えば、引当金だ何だっていうのを、利益剰余金っておっしゃるんだけど、利益剰余金控除後、あるいは、将来の損失控除後の利益、その部分が増えているんだったら褒めてもらってもいいような気がしますし。そういうような形のものを例えば参考値で出された上で、そこができていくかどうかというのを評価していくとか。この経費率についてもそうなんですけど、固定比率は努力ってあんまり出ない部分だと思いますし、そういうのが見えるようになっていくとか。

どうも今回の数字、フラット35Sの金利1パーセント引きをやったからだとは思いますが、ほとんど達成しちゃっているんで、今後、必ず達成できてますっていうふうになるんだと、この評価委員会をやってもしょうがないような気がするんで、何か少し補足的なものを、事務局と御相談なさって、それを掲げてフォローしていくというふうにしたらどうかなと思います。外向きには、別にできているんだから構わないと思いますけど。

(委員) 今、委員がおっしゃったことは、私も前から思っているんですけど、これは、ここの住宅金融支援機構の評価委員会だけの話だけじゃなくて、いわゆるこういう評価ものは全て数字で目標を立てちゃうと、こういう問題が発生するものです。その数字の立て方によっては、今は、努力しなくても達成できましたねっていう話だけど、マーケットが変わると、今度は、どんなに努力をしても達成できないっていう場合も、やっぱり出てくると思うんですね。ですから、他の省またぎでの評価ではどれくらいかというのがあるって、

なかなかここでだけある種の筋を通すというのは、とても難しいことです。ここではむちゃくちゃ厳しいって話になりかねないので、ちょっとその辺りはどこでお話しなさるか分からないですけども、ちょっと横串ということでお考えいただきたいと思います。最終的には、定性的なもの、定量的なものをどうするか、振り分けをどうするかとかいう、これはかなり大きな話になると思いますので。ということでございます。

(事務局) 今いただいた御意見につきましては、家田先生と御相談しまして、またいろいろな方策を明らかにしていきたいというふうに思っております。

(委員) そういうお答えになるだろうと思うんですが、国土交通省全体の評価委員会なんか、委員も出たりするんです。そうすると、機構みたいな金融機関的な業務のマーケットを相手にしているところは1つしかないんですよ。ほとんどのところは割合、もう少し簡単な評価の仕方で行ってらっしゃるので、なかなかここは難しいなという感じはしておりますんですけども。そういう側面を踏まえると、なかなか、いいときには、もっと褒めてあげたほうがいいんじゃないかという気分もないではないということですけども。

さて、一渡りよろしければ、引き続き、監事監査の結果について、機構から御報告をお願い致します。

(住宅金融支援機構) 監査結果を簡単に御報告させていただきます。資料は、資料4-5にあります。一番最後で227ページでございます。監査結果報告書でございます。監査報告書は3部構成になっておりまして、最初に決算監査、229ページ。それから2番目に業務監査、231ページ。最後に独立行政法人の事務事業見直しの基本方針等に定められた監査、237ページという3部で構成されています。時間の関係もございますので2番目の業務監査に絞って説明させていただきます。231ページでございます。

主な監査テーマとしましては、(1) 内部統制システムの構築・運用の状況について。理事長のマネジメントを含めて、その状況が十分であるかどうかという観点。それから(2) としまして組織・業務運営について。今、お話があった証券化支援業務など、幾つか重要な事項の体制整備とか運用の状況が十分であるかといった点を取り上げております。

監査手法としましては232ページのほうで、(1) 役員会等の重要な会議への出席をしております。そこで理事長のマネジメントの状況、意思決定のプロセスなどを直接確認し、必要に応じて意見を述べさせていただいております。更に(2) としましては役員との意見交換。(3) として現場の実務のトップである部長、支店長に自己評価を行っていただき、それに基づいて質問等を行う監査。(4) は本支店での実地監査。このような手法を組み合わせることで監査を行っております。

監査結果につきましては233ページに書いております。(1) の内部統制システムの構築・運用に関しまして、冒頭の理事長のくだりがありますので、ちょっと読ませていただきますと、理事長は、職員とのコミュニケーションを重視し、本支店の職員との意見交換を積極的に行うことにより、機構の業務の状況や課題を直接把握するとともに、機構内外

の環境やリスクの状況等を踏まえ、経営に関する重要な事項について、原則として毎週開催される役員会での議論を経て意思決定を行っている。また、機構の取り組むべき課題については、全役職員に定期的にメッセージを発信するなど、内部統制を行いつつ、機構の業務運営を行っていると書いてあります。

個別の問題点としましては、今も話に出ましたが、アの（ウ）の職員の不適切な対応事案でございますけれども、御説明もありましたように、対応事案に対する再発防止策、それから類似のオペレーションに対する防止策というのを講じた上で、それを確認した上で、（ウ）の3段落目になりますけれども、今度とも、より一層の内部統制システムの整備・強化の重要性については、役職員全員が共通の課題認識を持った上で、各業務に係るリスクの多面的な評価・検証を適切に行い、必要に応じて適切に対策を講じることが重要であると指摘しています。これに基づきまして、各支店で、事務リスクのRCSAというのを、今年度から取り組み始めているところで、その状況を、今後注視してまいりたいというふうに思います。

その他、統制の機能状況や事業ごとの課題については、ここに書いてありますので、御覧いただければと思います。以上、簡単でございますけれども、私からの報告とさせていただきます。

（委員） 今の御説明につきまして。いかがですか。

もしよろしいようでしたら、これで私たちが評価をするという作業に移りますので、先ほどございましたように、7月3日までに、事務局宛に評価シートのご提出をよろしくお願い申し上げます。ということで、事務局にお返しいたします。

（千葉民間事業支援調整室長） 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。本日の審議内容につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事録を作成の上、御出席の委員の皆様にご確認いただきまして、議事要旨とともに公表させていただきます。なお次回の分科会は、来月、7月28日でございます。主な議事といたしましては、「平成25年度業務実績評価について」、「役員退職金に係る業績勘案率について」を予定しております。特に業務実績評価につきましては、先生方のお手を煩わすこととなりますが、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第21回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。